

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間、石綿の加工作業に従事し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、「びまん性胸膜肥厚」との認定を受けた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で倒れ、A病院に救急搬送されたが、同日、「急性貫壁性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、アスベスト肺・びまん性胸膜肥厚により被災者が低酸素症状を来し、これが本件疾病の原因になった旨主張するので検討する。

(2) 医証についてみると、被災者の本件疾病とびまん性胸膜肥厚との関係について、死亡診断医であるB医師は、「ほとんど影響はない」とし、地方じん肺診査医であるC医師は、「直接死因と石綿ばく露歴との因果関係はほとんどないと考えます。」とし、D医師は、「石綿と心筋梗塞との因果関係を示す報告は現時点では見あたらない。アスベスト肺びまん性胸膜肥厚は心筋梗塞の発症原因とは考えられない。」としている。

また、請求人らは、主治医であるE医師の意見を尊重すべき旨主張しているが、同医師も、本件疾病とびまん性胸膜肥厚の関連については、「悪影響はあった可能性はある」としながらも「直接の関連はない」としており、びまん性胸膜肥厚が本件疾病の主因であることは否定している。

一方、被災者には、大動脈解離及び冠攣縮性・労作性狭心症があったことに加え、脳出血や脳梗塞といった既往歴があり、一般的に心筋梗塞の原因とされている動脈硬化が年齢とともに進行していったものと推認される場所である。

(3) 以上の医証を踏まえると、当審査会としても、本件疾病について動脈硬化が何らかの関与があったと推認し、本件疾病とびまん性胸膜肥厚との間に相当因果関係があるとは言えないと判断する。

なお、請求人らは、米国心臓協会・学術集会において、肺機能の低下は心臓突然死のリスク因子である可能性があるとの報告を挙げ、原処分について納得できないとしているが、この報告は、あくまで可能性を指摘したものに過ぎないものであり、上記結論を左右するものではないことを、念のため、付言して

おく。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。